

岡山県河道内公募型掘削事業要綱

（目的）

第1条 この要綱は、河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川区域内の土地において河川管理者が行う河床掘削工事によって生じる砂利等の採取を希望する者を公募し、河床掘削工事の代行を条件として砂利等の採取の許可等を与えることについての基本的な事項を定め、もって河川管理の適正化と砂利等の有効活用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「砂利等」とは、河川法第25条の土石をいう。

2 この要綱において「採取の許可等」とは、河川法第20条の規定に基づく工事等の承認及び同法第25条の規定に基づく土石の採取の許可（当該土石が砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条の砂利に該当するときにあつては、同法第16条の規定に基づく採取計画の認可を含む。以下同じ。）をいう。

（選定箇所での採取希望者の公募）

第3条の1 河川管理者は、河川管理のため河床の掘削が必要と認めて選定した箇所（以下「選定箇所」という。）において、砂利等の採取を希望する者に河床掘削工事の代行を条件として採取の許可等を行おうとするときは、希望者を公募するものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による公募を行うに当たっては、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- （1）代行掘削を必要とする河川の名称
- （2）代行掘削の箇所及び掘削に係る土地の面積
- （3）代行掘削により採取される砂利等の数量
- （4）代行掘削の期間
- （5）砂利等の採取を希望することができる者の資格

- (6) 砂利等の採取希望の申し出手続（提出場所、提出期限及び提出方法）
- (7) 採取の許可等に当たって付される主要な条件
- (8) 採取の許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定するための基準
- (9) その他河川管理者が必要と認める事項

3 砂利等の採取を希望する者は、次に掲げる事項を記載した選定箇所の砂利等採取申出書を河川管理者に提出して砂利等の採取希望の申し出を行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所（所在地）並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 代行掘削業務を行う担当者の氏名及び連絡先
- (3) 採取した砂利等の用途
- (4) 採取の方法及び採取のための設備その他の施設
- (5) 採取に伴う災害の防止のための方法及び施設
- (6) 採取した砂利等の搬出方法及び経路
- (7) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可が必要な場合においては、同法第3条に規定する砂利採取業者の登録年月日及び登録番号（当該登録を受けていない者にあっては、登録申請の見込み）
- (8) その他河川管理者が必要と認める事項

4 砂利等の採取を希望する者が、代行掘削を行う箇所での試掘を希望するときは、当該希望者自らの費用において、河川管理者の立会いの下で試掘を行うことができるものとする。

（選定箇所以外での採取希望者の公募）

第3条の2 河川管理者は、選定箇所以外において、砂利等の採取を希望する者に河床掘削工事の代行を条件として採取の許可等を行おうとするときは、希望者を公募できるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による公募を行うに当たっては、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 代行掘削の期間
- (2) 砂利等の採取を希望することができる者の資格
- (3) 砂利等の採取希望の申し出手続（提出場所、提出期限及び提出方法）
- (4) 採取の許可等に当たって付される主要な条件
- (5) 採取許可予定者を決定するための基準
- (6) その他河川管理者が必要と認める事項

3 砂利等の採取を希望する者は、次に掲げる事項を記載した選定箇所以外の砂利等採取申出書を河川管理者に提出して砂利等の採取希望の申し出を行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所（所在地）並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 代行掘削業務を行う担当者の氏名及び連絡先
 - (3) 代行掘削として採取を希望する河川の名称
 - (4) 代行掘削として採取を希望する箇所及び掘削に係る土地の面積
 - (5) 代行掘削として採取を希望する砂利等の数量
 - (6) 採取した砂利等の用途
 - (7) 採取の方法及び採取のための設備その他の施設
 - (8) 採取に伴う災害の防止のための方法及び施設
 - (9) 採取した砂利等の搬出方法及び経路
 - (10) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可が必要な場合においては、同法第3条に規定する砂利採取業者の登録年月日及び登録番号（当該登録を受けていない者にあっては、登録申請の見込み）
 - (11) その他河川管理者が必要と認める事項
- （選定箇所での採取許可予定者の決定）

第4条の1 河川管理者は、第3条の1第3項の規定による申し出をした者のうちから、適正かつ有利な条件で河川工事の代行掘削を行うことができると認められる者を採取許可予定者に決定し、通知するものとする。ただし、適正かつ有利な条件で代行掘削を行うことができると認められる者が複数あり、甲乙つけがたい場合においては、くじによる抽選により採取許可予定者を決定する。

なお、選定箇所の掘削可能量等を勘案し、複数人決定することもある。

2 河川管理者は、第1項の決定に当たり必要があると認めるときは、採取希望の申し出をした者に選定箇所の砂利等採取申出書の内容について説明を求めることがある。

3 河川管理者は、選定箇所の砂利等採取申出書の内容に虚偽又は不正があると認めるときは、第1項の決定を取り消すことがある。

(選定箇所以外での採取許可予定者の決定)

第4条の2 河川管理者は、第3条の2第3項の規定による申し出の内容を確認の上、採取を希望する箇所の砂利等の堆積状況や砂利等を採取した場合の河川への影響等を審査し、当該箇所での採取が河床掘削工事の代行と認められ、かつ、河川への影響等が生じないと認められる場合であって、適正かつ有利な条件で河川工事の代行掘削を行うことができると認められる者を採取許可予定者に決定し、通知するものとする。ただし、同一箇所において適正かつ有利な条件で代行掘削を行うことができると認められる者が複数あり、甲乙つけがたい場合においては、くじによる抽選により採取許可予定者を決定する。なお、当該箇所の掘削可能量等を勘案し、複数人決定することもある。

2 河川管理者は、第1項の決定にあたり必要があると認めるときは、採取希望の申し出をした者に選定箇所以外の砂利等採取申出書の内容について説明を求めることがある。

3 河川管理者は、選定箇所以外の砂利等採取申出書の内容に虚偽又は不正が

あると認めるときは、第 1 項の決定を取り消すことがある。

(採取の許可等)

第 5 条 河川管理者は、採取許可予定者から採取の許可等の申請があった場合であって採取の許可等の基準を満たすものについては、採取の許可等を行うものとする。ただし、砂利採取法第 16 条の規定に基づく採取計画の認可が必要な場合において採取許可予定者が同法第 3 条に規定する登録を受けていないときは、当該登録が行われた後に採取の許可等を行わなければならない。

第 6 条 河川工事の代行掘削により発生した砂利等について、岡山県河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年 4 月 1 日施行）に基づく、土石採取料を免除する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。